

かまがや消費生活センターだより臨時号 Vol.13 理解度チェック(回答)

成人(18歳以上)になると親の同意なく、一人で様々な契約ができるようになります。様々な勧誘の対象になりますので、その場での契約は慎重にしましょう。



【回答】

①友人から「もうけ話」の誘いがあり、その話を信じて業者と契約書を交わし、暗号資産(仮想通貨)に投資してしまった。この場合、無条件で契約を解約できる「クーリングオフ」は、一切対象とはならない。

【答え】 ×

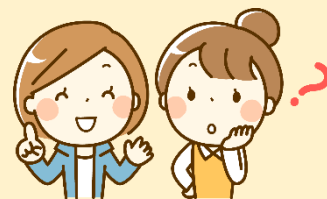
契約書の受領日から20日間は、「クーリングオフ」の対象となります。

②SNSで知り合った相手に出会い系サイトに誘われて、やり取り費用に高額な料金を支払った。相手と出会えないので、やり取り費用の返金を求めたいが、お金が戻ってこない場合が多い。

【答え】 ○

支払ってしまった料金の返金を求めることが、簡単なことではありません。出会い系サイトは、このようなトラブルが多く、注意が必要です。

契約について、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなど、お困りの際は、**鎌ヶ谷市消費生活センター**に
お気軽にご相談ください。



場所：鎌ヶ谷市役所 2階商工振興課内

電話：047-445-1246 (予約優先)

時間：平日(年末年始・祝日除く) 10時～12時 13時～16時